

令和3年度福井県国民保護共同訓練実施要領

1 目的

大規模集客施設等においてテロ等が発生した際に、国民保護法に基づき警報の伝達や避難の指示・救援等の県民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施するため、国、市町、関係機関との情報伝達および共有要領を訓練する。

2 実施日時・場所

(1) 実施日時

令和4年1月25日(火)	11:00～17:10
	(うち訓練実施は、13:30～16:30)
11:00～11:30	コントローラー説明
11:30～12:00	ミーティング等
13:30～16:30	訓練実施
16:30～16:40	講評
16:40～17:10	訓練振り返り

(2) 実施場所等

- (ア) プレイヤー : 福井県庁(10階総合防災センター)、嶺南振興局
若狭町役場(三方庁舎第1、第2会議室)
- (イ) コントローラー : 福井県産業情報センター(1階マルチホール)
- (ウ) 関係機関待機場所 : 福井県庁1006会議室

3 訓練編成

(1) 訓練総責任者 : 県安全環境部長

(2) プレイヤー

県国民保護対策本部(連絡室)員、事務局員、嶺南振興局
若狭町国民保護対策本部(連絡室)員、事務局員
関係機関(陸自、海保、気象台、県警、DMAT、消防等)

(3) コントローラー

消防庁、県
関係機関(陸自、海保、県警、DMAT、消防等)

4 訓練参加機関(順不同)

内閣官房、消防庁、陸上自衛隊(第372施設中隊)、自衛隊福井地方協力本部、第八管区海上保安本部(敦賀海上保安部)、福井地方気象台、敦賀美方消防組合消防本部、若狭消防組合消防本部、DMAT、福井県内全市町および全消防本部(情報伝達訓練に参加)、若狭町、福井県警察本部、福井県

5 主要訓練項目

- (1) 事態認定前の初動対処訓練
 - (ア) 県、町における国民保護連絡室等の設置および運営
(リエゾン派遣、被災情報等の収集、対応、関係機関との連携)
 - (イ) 被災者救助、救護、住民等の避難検討
- (2) 緊急処理事態対策本部の設置運営訓練
 - (ア) 情報収集、集約、伝達（国・町・関係機関との連携）
 - (イ) 対策本部会議の開催
 - (ウ) 緊急対処保護措置の実施（警報、避難、救援等）
 - (エ) 法定通知等伝達
- (3) 避難誘導伝達訓練（広報・連絡、避難誘導の調整・検討）
- (4) 救援訓練（避難所設置の調整・検討、安否情報確認）

6 事案概要

- (1) 第1事案（不審船漂着・車両盗難事案）
若狭町食見海岸において不審船が発見される
- (2) 第2事案（化学剤散布事案）
テロ撲滅イベントを開催していたパレア若狭（音楽ホール）においてテロリストの化学剤散布により、多数の死傷者が発生
- (3) 第3事案（逃走事案）
テロリストが上陸地点へ帰投しようとしたところ、警ら中の警察官に遭遇し逃走
- (4) 第4事案（立てこもり事案）
犯人が近くの観光施設（道の駅若狭熊川宿）に立てこもり

7 訓練の反省会

- (1) 訓練振り返り（当日）
「令和3年度福井県国民保護共同図上訓練事後検討会 実施要領」を参照。
- (2) 訓練評価
 - (ア) 訓練終了後、訓練参加者からアンケートを収集する。
 - (イ) 訓練評価者による訓練評価結果および訓練参加者からのアンケート等をもとに訓練成果、反省点、課題等を整理する。
 - (ウ) 訓練参観者の所見を自由記述

8 訓練の中止

- (1) 福井県災害対策連絡室または福井県災害対策本部が設置された場合
- (2) 若狭町において、災害対策本部が設置された場合
- (3) 福井県内において、震度4以上の地震が発生した場合
- (4) 大規模事故の発生、気象状況、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、全部または一部の訓練を変更または中止することがある。

令和3年度福井県国民保護共同訓練後検討会 実施要領

1 目的

訓練終了後、講評員等からすみやかに訓練実施内容の課題・改善点等の意見を受け、内容を共有することにより、次年度以降の訓練内容へ活かすとともに、県内で緊急対処事態等が発生した際の対応力の向上を図る。

2 講評の部

場所：県庁10階 1001・1002会議室

日時：訓練当日 16:30～16:40

内容：講評者により、訓練内容の講評を行うものとする。

講評者：

- ・福井県安全環境部長 野路 博之